平成２９年（フ）第４６５号
埼玉県川口市柳崎２丁目２番16号
破産者　なかあゆカイロプラクティックこと
栗原　昭彦
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１０号
さいたま市南区大字大谷口860番地２　（１―401）
破産者　佐藤　省三
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―25―402
破産者　山口　　実
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑12968番地の１
破産者　レディースファッションＪＯＹこと
森島　新二
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
静岡市清水区船越南町797番地の５
破産者　望月喜久乃
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１６７号
大阪府八尾市相生町３丁目３番20号
破産者　柏原　睦弘
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０５号
大阪府寝屋川市昭栄町17番15号
破産者　秦　　将浩
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８８号
大阪府茨木市下穂積３丁目12番31号　２階、前住所大阪市生野区巽北１丁目15番２号
破産者　真田栄子こと　文　　榮子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３０号
大阪府四條畷市砂１丁目10―31―301、開始決定時大阪府四條畷市大字中野176番地の３　メロディーハイム四條畷613
破産者　ふらんすやこと　伊藤　元一
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６９６号
兵庫県明石市鳥羽1540―１アメニティーハウス105号室、開始決定時兵庫県明石市川崎町２番12―124号
破産者　榊原　忠彦
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３５号
東京都品川区北品川５丁目６番24―306号、前住所大阪市東淀川区豊新３丁目11番15号
破産者　小田原準一
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１５号
大阪市平野区加美西２丁目６番５号　フラッツ加美西401
破産者　古谷　政隆
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１８号
大阪府門真市本町27番17号　マンション和楽202号
破産者　西堀　剛彦
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７８号
大阪府守口市梶町１丁目46番５―401号
破産者　竿　　浩二
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４６号
大阪府枚方市宗谷１丁目18番２号
破産者　岩本　一生
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４７号
大阪府枚方市宗谷１丁目18番２号
破産者　岩本　麻美（旧姓松田）
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６６号
大阪市城東区鴨野西５丁目12番28号、開始決定時の住所大阪市都島区中野町２―８―９―302
破産者　荒木工務店こと　荒木　重浩
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０６号
大阪府東大阪市善根寺町２―４―46　伊藤様方、住民票上の住所大阪府八尾市西山本町２丁目１番10号
破産者　植田　秀美
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部